

福訪協発第 55 号（地）

令和 5 年 11 月 13 日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 員 各 位

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

小児等地域療育支援病院の運営及び
在宅療養児一時受入支援事業の開始について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、福岡県において、医療的ケア児の円滑な在宅療養への移行支援を目的として、県内 2 か所の小児等地域療育支援病院の運営を開始する旨、通知がありました。

また、併せて医療的ケア児の介護を行う家族の休養並びに負担軽減を目的として、県内 3 医療機関（令和 6 年 1 月からは 4 医療機関）において医療機関で医療的ケア児を一時的に預かる在宅療養児一時受入支援事業が開始されます。

つきましては、貴事業所におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【小児等地域療育支援病院】

＜役割＞

小児等地域療育支援病院において、医療的ケア児の入院中から家族等に対して在宅療養に向けた、たんの吸引方法や人工呼吸器など医療機器の取扱いといった医療的ケア等について訓練を行うとともに、在宅療養への移行後に、病状が悪化した際の受入れ・診療を行うことにより、医療的ケア児の円滑な在宅療養への移行の支援を行う。

＜小児等地域療育支援病院名＞

- ・独立行政法人国立病院機構 福岡病院（福岡市南区屋形原 4 丁目 39 番 1 号）
- ・独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター（古賀市千鳥 1 丁目 1 番 1 号）

＜事業開始時期＞

- ・令和 5 年 10 月 1 日

【在宅療養児一時受入支援事業】

＜事業内容＞

医療的ケア児の介護を行う家族の休養等のため、医療機関で医療的ケア児を一時的に預かり、家族の負担軽減を図る。

＜事業実施医療機関＞

- ・学校法人久留米大学 久留米大学病院（久留米市旭町 67 番地）
- ・株式会社麻生 飯塚病院（飯塚市芳雄町 3 番 83 号）
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院（北九州市八幡西区岸の浦 1 丁目 8 番 1 号）
- ・社会福祉法人あきの会 障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家 ※
（福岡市博多区千代 1 丁目 15 番 10 号）

＜事業開始時期＞

- ・令和 5 年 10 月 1 日

※社会福祉法人あきの会 障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家は令和 6 年 1 月 1 日

以上

〔参考〕

- ・福岡県ホームページ：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syounizaitakuzigyoku.html>

公印省略

5 高ケ推第 1 4 2 8 号

令和 5 年 1 1 月 1 日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長 殿

福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課長

小児等地域療育支援病院の運営及び在宅療養児一時受入支援事業の開始について
(周知依頼)

平素から本県の保健医療介護行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、下記のとおり、お知らせします。

つきましては、貴会会員に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 小児等地域療育支援病院

(1) 小児等地域療育支援病院の役割

小児等地域療育支援病院において、医療的ケア児の入院中から家族等に対して在宅療養に向けた、たんの吸引方法や人工呼吸器など医療機器の取扱いといった医療的ケア等について訓練を行うとともに、在宅療養への移行後に、病状が悪化した際の受入れ・診療を行うことにより、医療的ケア児の円滑な在宅療養への移行の支援を行う。

(2) 小児等地域療育支援病院名及び事業開始時期等

医療機関名	住所	事業運営開始日
独立行政法人国立病院機構 福岡病院	福岡市南区屋形原 4 丁目 39 番 1 号	令和 5 年 10 月 1 日
独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥 1 丁目 1 番 1 号	令和 5 年 10 月 1 日

2 在宅療養児一時受入支援事業

(1) 事業内容

医療的ケア児の介護を行う家族の休養等のため、医療機関で医療的ケア児を一時的に預かり、家族の負担軽減を図る。

(2) 事業実施医療機関及び事業開始時期等

医療機関名	住所	お問合せ先※	事業開始時期
学校法人久留米大学 久留米大学病院	久留米市旭町 67 番地	0942-31-7662 (病院本館東棟 6 階病棟)	令和 5 年 10 月 1 日
株式会社麻生 飯塚病院	飯塚市芳雄町 3 番 83 号	0948-22-3800 (代表) 担当窓口：小児センター	令和 5 年 10 月 1 日
独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院	北九州市八幡西区 岸の浦 1 丁目 8 番 1 号	093-641-5111 (代表) 担当窓口：小児科	令和 5 年 10 月 1 日
社会福祉法人あきの会 障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家	福岡市博多区千代 1 丁目 15 番 10 号	092-651-7325 (代表) 担当窓口：連携室	令和 6 年 1 月 1 日

※一時受入れの申込み及び利用期間等は、各医療機関により異なります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

3 参考資料

(1) 記者提供資料

※下記「福岡県ホームページ」に同内容を掲載しています。

(2) 福岡県小児等療育支援病院運営及び整備事業実施要綱

(3) 福岡県在宅療養児一時受入支援事業実施要綱

※ 福岡県ホームページ

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syounizaitakuzigyoku.html>



【連絡先】

在宅医療係 松石

TEL 092-643-3275 FAX 092-643-3253

Email zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

県内初！！

担当課：保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課

直通：092-643-3275 内線：3163

担当者：若松、松石

10月から小児等地域療育支援病院の運営及び 在宅療養児一時受入支援事業を開始します

～医療的ケア児の在宅療養の支援を強化～

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な在宅の医療的ケア児※1の数は、全国で約2万人程度、県内で約800人程度となっています。

NICUにおける治療が終了した医療的ケア児が在宅療養に移行するためには、在宅療養に向けた訓練を実施するとともに、在宅療養へ移行後の病状悪化時に医療的ケア児を受け入れる医療機関が必要となります。

このため、本県では医療的ケア児の円滑な在宅療養への移行支援を目的として、県内で初めて「小児等地域療育支援病院」（2か所）の運営を開始します。

また、在宅療養への移行には、医療的ケア児を介護する家族の負担軽減も必要です。このため、医療的ケア児を医療機関に一時的に預かる「在宅療養児一時受入支援事業」を県内3つの医療機関において（令和6年1月からは4医療機関）同時に開始します。

※1：小児等地域療育支援病院の運営及び在宅療養児一時受入支援事業においては、医療的ケア児のうちNICU等に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児を言います。

1 小児等地域療育支援病院

（1）小児等地域療育支援病院について

医療的ケア児の入院中から家族等に対して在宅療養に向けた、たんの吸引方法や人工呼吸器など医療機器の取扱いといった医療的ケア等について訓練を行うとともに、在宅療養への移行後に、病状が悪化した際の受入れ・診療を行うことにより、医療的ケア児の円滑な在宅療養への移行を支援する病院です。

（2）小児等地域療育支援病院

医療機関名	住所	事業運営開始日
独立行政法人国立病院機構 福岡病院	福岡市南区屋形原4丁目39番1号	令和5年10月1日
独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥1丁目1番1号	令和5年10月1日

2 在宅療養児一時受入支援事業

(1) 事業内容

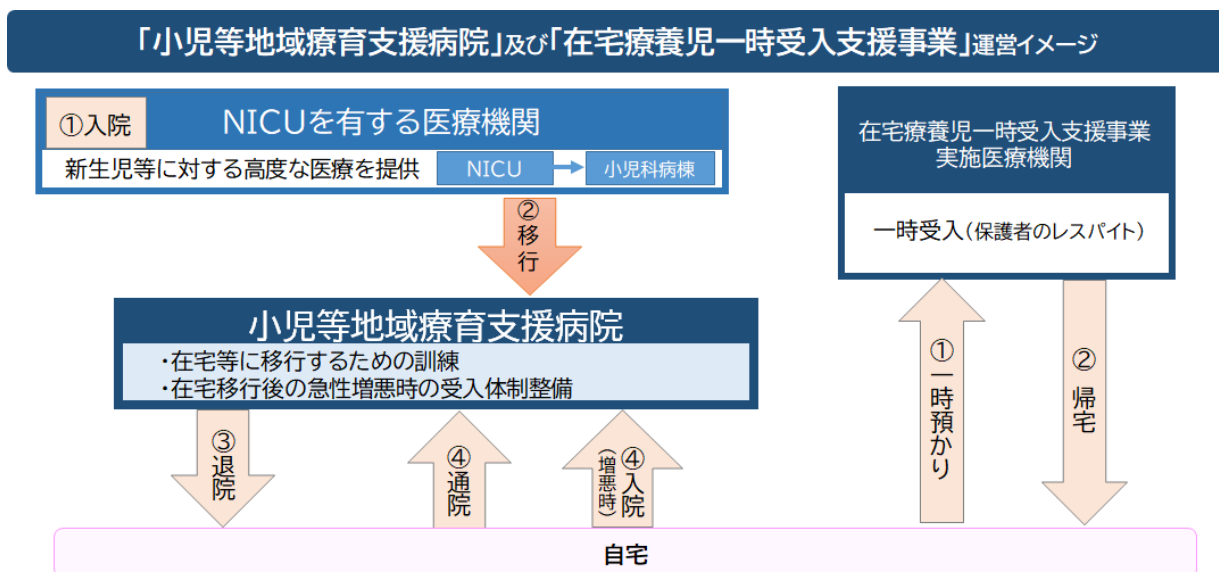
医療的ケア児の介護を行う家族の休養等のため、医療機関で医療的ケア児を一時的に預かり、家族の負担軽減を図るものです。

(2) 事業実施医療機関及び事業開始時期等

医療機関名	住所	お問合せ先※ ²	事業開始時期
学校法人久留米大学 久留米大学病院	久留米市旭町 67 番地	0942-31-7662 (病院本館東棟 6 階病棟)	令和 5 年 10 月 1 日
株式会社麻生 飯塚病院	飯塚市芳雄町 3 番 83 号	0948-22-3800 (代表) 担当窓口：小児センター	令和 5 年 10 月 1 日
独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院	北九州市八幡西区 岸の浦 1 丁目 8 番 1 号	093-641-5111 (代表) 担当窓口：小児科	令和 5 年 10 月 1 日
社会福祉法人あきの会 障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家	福岡市博多区千代 1 丁目 15 番 10 号	092-651-7325 (代表) 担当窓口：連携室	令和 6 年 1 月 1 日

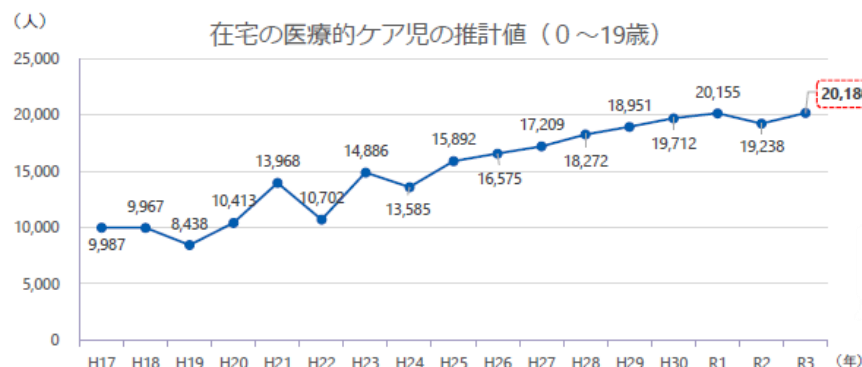
※² 一時受入れの申込み及び利用期間等は、各医療機関により異なります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

3 運営イメージ



※ 県は、小児等地域療育支援病院及び在宅療養児一時受入支援事業実施医療機関に対し、運営費等の費用を補助します。

(参考) 全国の在宅の医療的ケア児の推計値



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年 6 月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成

福岡県小児等地域療育支援病院運営及び整備事業実施要綱

第1 目的

この事業は、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）や新生児回復室に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児（以下、「NICU等長期入院児」という。）について、在宅療養等との間に中間医療施設として小児等地域療育支援病院を設置することにより、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的とする。

第2 事業の実施主体（実施地域）

この事業の実施主体は、市町村、地方独立行政法人、公的団体及び福岡県知事が適当と認める者とする。

第3 運営方針

- 1 小児等地域療育支援病院は、NICU等長期入院児が円滑に在宅医療等へ移行し、家庭とともに生活をしていく上で必要な知識・技術を取得するための訓練等を行うものとする。
- 2 小児等地域療育支援病院は、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含みリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有するものとする。
- 3 NICU等長期入院児の在宅医療等への移行及びその後又は同等の援助が必要な小児が自宅等で急性増悪したときに常時受け入れる体制を整備するものとする。

第4 整備基準

- 1 小児等地域療育支援病院は、原則として以下の常勤職種から構成される医療チームを設けること。
 - (1) 小児科医師（小児神経科医師が望ましい。）
 - (2) 看護師
 - (3) 理学療法士（小児専任が望ましい。）
 - (4) 社会福祉士（ソーシャルワーカー）
 - (5) 臨床心理士等の臨床心理技術者
 - (6) 臨床工学技士ただし、看護師は当該病院内専従とするが、その他は院内兼務でも可とする。また、臨床心理士等の臨床心理技術者は非常勤でも可とする。
- 2 呼吸管理に習熟した小児科医が常時院内にいないこと。
- 3 施設責任者は日本小児科学会指導医等であること。
- 4 訪問看護施設と連携ができていないこと。
- 5 施設・設備
専用病床として、在宅移行支援病床を2床以上（10床以内）有すること。
小児等地域療育支援病院として必要な呼吸管理を行うための医療機器（在宅移行支援

病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管）等及び家族がスムーズに在宅医療等へ移行できるように家族同室で指導できる個室を備えるものとする。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度から令和７年度までの事業について適用する。

福岡県在宅療養児一時受入支援事業実施要綱

第1 目的

この事業は、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）や新生児回復室に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児（以下「NICU等長期入院児」という。）の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の負担軽減を目的とする。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、市町村、地方独立行政法人、公的団体及び福岡県知事が適当と認める者とする。

第3 事業内容

福岡県に所在する市町村、地方独立行政法人、公的団体及び福岡県知事が適当と認める者が設置する施設のうち、第4の定めを満たす者（以下「在宅療養児一時受入支援医療機関」という。）が、在宅等に移行したNICU等長期入院児等を、その保護者の要望に応じて、一時的に受け入れるものとする。

第4 実施体制

- 1 在宅療養児一時受入支援医療機関は、以下の常勤職種から構成される医療チームを有すること。ただし、院内兼務でも可とする。
 - (1) 小児科医師（呼吸管理に習熟した小児科医を含む）
 - (2) 看護師
 - (3) 小児に精通した理学療法士
 - (4) 臨床工学技士
- 2 在宅療養児一時受入支援医療機関は、訪問看護施設と連携ができていること。
- 3 在宅療養児一時受入支援医療機関は、呼吸管理を行うために医療機器（病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管）等を備えること。
- 4 在宅療養児一時受入支援医療機関は、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有すること。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの事業について適用する。